

令和8年度 「にかほ市奨学生」募集要項

募集人数及び貸与額等

区分	人数	月額奨学金	入学一時金
高等学校、高等専門学校(1～3年)	若干名	月額 3万円以内	一括 10万円以内
高等専門学校(4、5年生)		月額 5万円以内	
短大、専門学校、大学、大学院		月額 5万円以内	一括 30万円以内

応募方法

- ①令和8年度に高等学校以上の学校に進学・在学する方
- ②品行方正であって学業成績の優れた方
- ③にかほ市民の子(1年以上在住)である方
- ④学資金の支払いが困難である方

応募資格

P3「提出書類チェックリスト」の書類を揃えたうえで、
にかほ市教育委員会 教育総務課窓口へご提出ください。

応募期間

令和7年 **8月1日(金)**～ **9月30日(火)**

書類提出 お問合せ

にかほ市教育委員会 教育総務課

〒018-0311 にかほ市金浦字南金浦49-2

TEL：0184-38-2259 FAX：0184-38-2252

提出書類確認のため、にかほ市
教育委員会 教育総務課のみ
で受付します。

【重要】 奨学金の貸与を受けるにあたって

●貸与を受けた奨学金は、必ず返還しなければなりません。●返還金が未来の奨学生への貸与金になります。
貸与を受けた奨学金は、奨学生自身が責任と自覚をもって返還する義務があります。応募をする前にご本人及び保護者の方には
今後の生活に及ぼす影響を十分に理解したうえで書類を提出していただきますようお願いします。

申込可能な世帯収入例（父母が給与収入のみ、本人が大学・国立・自宅外通学の場合）

世帯人員	収入例1		収入例2	
	父	母	父	母
3人(父、母、本人)	569万円	388万円	864万円	89万円
4人(父、母、本人、高校生の妹(国公立・自宅))	658万円	357万円	877万円	115万円
5人(父、母、本人、中学生の弟、小学生の弟)	709万円	361万円	880万円	150万円

父母の特別控除後の認定所得金額合計が300万円以下であること。

世帯収入例はあくまでも目安で、世帯の構成・事情により異なります。所得の算出方法については、
にかほ市ホームページをご確認ください。

貸与期間

進学・在学する学校における正規の修学期間

貸与方法

【月額奨学金】毎月(第一木曜日)奨学生本人名義の口座に振り込みます。

【入学一時金】一括で奨学生本人の口座に振り込みます。

いずれも、貸与決定後に必要書類を提出していただき、振込口座の登録が必要です。

にかほ市奨学生の決定について

貸与可否の 通知時期

令和 7年 11月上旬(予定) 貸与の可否は文書で通知します。

奨学生は、令和7年10月のにかほ市奨学生選考委員会で決定されます。

申込者全員に貸与できるとは限りません。

貸与の決定に関するお問い合わせには、お答えいたしかねますのでご了承ください。

選定後の 提出書類

- ①奨学金口座振込依頼書
②誓約書(様式第5号)
③連帯保証人2人の印鑑登録証明書
④保護者以外の連帯保証人の住民票の写し及び滞納なし証明書
⑤進学先の在学証明書原本(入学後)
- } 貸与決定後に様式を送付します。

貸与終了(貸与額確定)後、連帯保証人2人と連署のうえ、借用証書を提出していただきます。

【重要】連帯保証人について

連帯保証人は、父母又は近親者1名のほかに、生計が別の方1名を選任していただきます。

※【連帯保証人】とは、奨学金の貸与を受ける方と連帯して、奨学金返還の責任を負う方です。

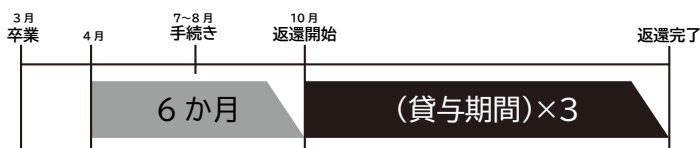
※連帯保証人に変更がある場合は、新たに連帯保証人を選任していただきます。

返還期間

貸与期間が終了した翌月から起算して、6か月後から貸与期間の3倍の期間内で返還していただきます。(無利息)

【例：貸与期間が大学4年間の場合】

卒業年の10月から、
12年(貸与期間4年×3)以内で返還。



返還方法 及び回数

【方法】口座振替又は納付書

【回数】月賦(年12回払)、半年賦(年2回払)、又は一括返還

返還猶予

次のいずれかに該当する場合、申請により奨学金の返還が必要な期間、猶予されることがあります。猶予理由に該当しなくなった際は、奨学金を返還していただきます。

- 奨学金の貸与を受けて在学していた学校を卒業し、別の学校に進学した
- 解雇などによる収入の減少
- 災害・病気などにより、返還が困難となった

その他

- 提出書類は、貸与の可否にかかわらず返却いたしませんので、ご了承ください。
- 提出された個人に関する情報については、奨学金の申請及び貸与業務(返還業務を含む)目的以外には利用しません。

提出書類チェックリスト

※提出書類は貸与の可否を決定する重要な書類です。記入もれがないよう正確に記入してください。
※チェックリストは書類を揃える際にご活用ください。

チェック	提出書類	備考
	①奨学資金貸与願 (様式第1号)	●【奨学金月額】【入学一時金】の欄に希望する貸与額を記入。 (学校ごとに貸与額の上限が違います。P1「奨学金の貸与」の表をご覧ください。) ●【申請者】とは、奨学金の貸与を受ける方。
	②連帯保証人・ 家族状況調書	●連帯保証人2人(父母又は近親者、生計を別にする者)及び申請者と同一生計の方、全員を記入。 ●【連帯保証人】とは、奨学金の貸与を受ける本人と連帯して、奨学金返還の責任を負う方。 ●【同一生計】とは、生計を同じにする家族。学生のためなどの理由で別居している場合でも、 生計を同じにしている場合は同一生計とみなす。
	③学校長の推薦書 (様式第2号) ※厳封	●同封の推薦書(様式第2号)を学校に渡し、学校から記入・押印して もらってください。
	④在学証明書	
	⑤学業成績証明書※厳封	
	⑥入学許可証の写し又は 合格通知書の写し	●進学先から取得している場合は提出。
	⑦申請者と同一生計 の方全員の住民票 (続柄ありの住民票謄本) 発行手数料 【一世帯 200円】	市民課(仁賀保庁舎)、市民サービスセンター(金浦庁舎)、税務課市民サービス班(象潟庁舎) から入手。 ※住民票は、窓口へ「本籍とマイナンバーの記入は不要です」とお伝えください。 ●住民票発行の際は、本人確認できる書類が必要。(アの場合…1点、イの場合…2点) ア：運転免許証、パスポート、在留カード等、療育手帳、身体障害者手帳、マイナンバーカードなど イ：各種健康保険証、介護保険証、各種年金証書・手帳、恩給証書など ●同一世帯以外の方が申請する場合は、委任状が必要。 ●親子であっても、同居していても、世帯が別の場合は、委任状が必要。
	⑧令和6年分の収入 金額が分かる書類	●父母のみ必要。(母子または父子世帯においては母または父、父母に代わる方が生計維持者の 場合、その方の分が必要) A)確定申告されている方…令和6年分の確定申告書控の写し(第一表及び第二表) 【申告書控が無い場合】令和6年分の市町村民税・県民税(国民健康保険税)申告書の写し B)給与収入のみの方…令和6年分の源泉徴収票の写し 【源泉徴収票の交付を受けていない場合】その受給額などが分かるもの又は 令和6年分の市町村民税・県民税(国民健康保険税)申告書の写し C)年金収入のみの方…令和6年分の公的年金等源泉徴収票の写し 【公的年金等源泉徴収票を紛失した場合】再交付を受けてください。 本 荘 年 金 事 務 所 TEL：0184-24-1111 ねんきんダイヤル TEL：0570-05-1165 問合せ先
	⑨滞納なし証明書 家族の税の滞納が無い ことを証明する書類 発行手数料 【1件につき】200円	税務課(象潟庁舎)、市民サービスセンター(仁賀保・金浦庁舎)から入手。 ※証明書を取得される際は、窓口へ「滞納なし証明書」とお伝えください。 ●同一生計の18歳以上で、学生でない方の証明書が必要。 ●家族で共同して所有している資産税がある場合も提出。 ●証明書発行の際は、運転免許証、健康保険証などの本人確認できる書類が必要。 ●同一世帯以外の方が申請する場合は、委任状が必要。 ●親子であっても、同居していても、世帯が別の場合は、委任状が必要。
	⑩家族状況、 貸与希望事由書	●ご家族の状況と、貸与を希望される理由を記入。 ●本人及び連帯保証人の署名(自署)が必要。

同一生計の方で、次に該当する方がいる場合は提出してください。

障害者手帳の写し	障害者手帳を持っている
令和6年分の確定申告書控の写し(第一表及び第二表) 又は療養に要した支出額が分かる書類の写し	長期療養者がいる
別居中の支出額(家賃、水道光熱費など)が分かる書類の写し	世帯主が単身赴任等で別居している
災害による被害を受けたことが分かる書類の写し	過去1年間に災害などにより著しい被害を受けた
退職、離職したことが分かる書類の写し (離職証明書、雇用保険受給者証など)	令和7年1月以降に退職、離職した